

【書類名】 意見書
【提出日】 平成28年 5月23日
【あて先】 特許庁審判官 赤木 啓二 殿
【事件の表示】
【審判番号】 不服2015- 4889
【出願番号】 特願2010- 65438
【特許出願人】
【識別番号】 309036737
【住所又は居所】

【氏名又は名称】 杉村 和高
【発送番号】 014111
【意見の内容】

(1) 審判官殿は、理由1において、本願請求項1に係る発明の範囲の記載が不備のため、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていないとしています。

審判官殿は、理由2において、本願請求項1に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当するので特許を受ける事が出来ないとしています。

審判官殿は、理由3において、本願請求項1に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基づいて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をする事が出来たものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないと認定しています。

審判官殿は、理由2、3において、下記文献1～4に記載の記述を引用されています。
引用文献1 特開平11-256548号公報
引用文献2 「川のなんでも小事典、土木学会関西支部編、株式会社講談社、1998年2月20日発行、212～219頁」
引用文献3 特開2001-172935号公報
引用文献4 「河川工学、高橋裕、財団法人東京大学出版会、1997年9月2日発行、210～219頁」

(2) 本出願人は、上述(1)における審判官殿の判断理由1、2、3、が誤りであることを明らかにして、本願発明が特許とすべきものである事を主張します。
以下、特許請求の範囲に基づいて意見を申し述べます。

(3) 本願請求項1に係る発明の目的

本願発明の目的は本願明細書【要約書】【課題】において明確に記述しています。
本願明細書の【課題】には、「コンクリート護岸などにより石や岩を流下させてしまった岸辺に、石や岩を中心とする土砂を堆積させて、自然の護岸を回復させる。岸辺に自然の状態を取り戻すことにより、川の流れを自然状態に戻し、治水施策上においても自然環境においても良好な河川の状態を取り戻します。」と記述しています。

この記述から明らかなように、本願発明の目的は、川の流れを自然状態に戻し、治水施策上においても自然環境においても良好な河川の状態を取り戻すことです。そのための方法として、自然の護岸を回復させて、岸辺に自然の状態を取り戻すことを提案しています。本願発明は、それらを実現するための具体的方法を明らかにしたものです。

本出願人は、河川上流や中流の土砂流下に関わる様々な事柄について、長年に亘り観察と考察をしてきました。その成果としてようやくにして考えついたのが、上述の【課題】

に記述した考え方であり本願発明でもあるのです。

上述の【課題】では、コンクリート護岸の工事が河川の自然状態を逸脱させてしまったことと、その状態を元の自然状態に戻すことが、治水施策上においても自然環境においても良好な河川の状態を取り戻すことになることを記述しています。

但し、ここでご注意頂きたいのは、【課題】が記述しているのは、石や岩のある河川、つまり河川の上流部や中流部についての事柄であり、石や岩の無い河川の下流部の事柄ではないことです。【課題】をお読み頂ければ理解して頂けることですが、念のため申し添えておきます。

以下の記述では、審判官殿の判断理由1、2、3、が誤りであることを具体的に順次明らかにしますが、その前に、上述の【課題】の考え方をご理解頂けなければならないと考えています。なぜならば、それらの考え方こそが今までに無かった新しい考え方であるからです。

(4) 本願発明の新しい考え方

平成27年3月にお送りした審判請求書において、またそれ以前の意見書でも、上述の「新しい考え方」を説明していますが、今回頂いた「拒絶理由通知書」ではそれらについて、直接の言及がないばかりか、それらの記述を無視していると思えない記述もあるのです。

ですから、本出願人は「もしかすると、全くお読みにならなかったのではないか」或いは「記述が不十分でご理解頂けなかったのでは」と考えずにはいられないのです。

様々な科学分野において、新しい考え方が容易に受け入れられないのは、ガリレオやダーウインの例を持ち出すまでもなく珍しいことではありません。過去の大発見や大発明ほどではありませんが、本願発明もまた、科学的で論理的な思考の末に生み出された、新しい考え方です。ですから、本願発明が容易に理解して頂けなかったとしても、止むを得ないことかもしれません。

しかしながら、本願発明の新しい考え方の基になっているのは、河川の上流や中流で生じている様々な現象です。それらの現象のうちの多くは、所謂当業者や地元の人々や釣り人やそれ以外の人々にも、以前よりよく知られていた事柄に過ぎません。それらは、特別な実験室で発見された事柄ではありません。本願発明は誰でもが見聞きすることが可能な様々な現象から新たな考え方を見出したものです。

日本では、山間部の面積が広くて降水量が多いので至る所に河川があり、それらの河川では少し上流に遡れば、石や岩の多い流れになっているのが普通です。ですから、日本に居住する人であれば、それら石や岩の多い河川の上流や中流の事を見聞きする機会は多くあります。審判官の皆様においてもそれらの事情は同じであると考えています。

ですから、河川の上流や中流で生じている様々な現象とそれらに対する考え方を丁寧に説明すれば、審判官の皆様にも「新しい考え方」をよくご理解頂けるものと考えています。

「新しい考え方」は一つだけではありません。河川で生じている様々な現象の関連性を明らかにした幾つもの考え方です。上述の【課題】はそれら幾つもの新しい考え方に基づき記述したものであり、本願発明もまた、河川で生じている幾つもの現象を統合的に把握したうえで考え出したものです。

ですから、以下に説明する「新しい考え方」の内容が多岐に亘ることをご了承ください。とは言うものの、この文書の性質上、詳細にそれらを説明することは出来ないものと考えますので、可能な限り簡略に説明致します。また、「新しい考え方」の中で、本願発明に関わる事柄についてのみの記述と致します。

(5の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その1)

(大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)

石や岩の多い河川では上流になるほど、それぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなります。これは、河川の上流や中流を見たことがある人なら誰でもが気が付く事です。この現象は、河川の流れの傾斜と流れる水量の違いによって、それぞれの場所ごとにその侵食と堆積の程度が異なることによって生じています。

傾斜が強くても水量が少ない上流では、小さな土砂が侵食されて大きな石や岩が残されています。水量が多い中流では傾斜が穏やかなので、小さな土砂が多く堆積しますが、大きな石や岩が流下して来ることは少なくなります。

大きな石や岩が大量にある上流を持つ河川であっても、中流に至れば上流にあるような大きな石や岩を見ることはありません。上流から中流に至るそれぞれの場所にある大きな石や岩の大きさは、下流に近づくほど小さくなります。

簡単に言えば、大きな石や岩ほど流下し難いのであり、小さな土砂ほど流下し易いのです。その結果として、石や岩の多い河川では上流になるほど、それぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなっています。

河川の上流から中流に至るそれぞれの場所にある大きな石や岩は、長い年月を掛けてようやくその場所に至ったのであることが多く、これからも下流に向かって容易には流下して行かないのです。それに対して、それらの大きな石や岩よりも小さな石や岩あるいは小さな土砂は、比較的最近に上流から流下してきたものである可能性が多く、これからも下流へ向かって流下して行き易いのです。

河川の上流から中流に至るそれぞれの場所では、その付近で見ることの出来る大きな石や岩の数は多くなく、その大きさが小さな土砂であるほどその数が増えるのが普通です。大きな石や岩を始めとするそれらの土砂の大きさの変化は、大きな石や岩から小さな土砂に至るまで連続的に変化していることも普通です。

それらの石や岩は、上流の山地の崩壊や土石流や侵食によって生み出されたものであり、決まった大きさや形のものが生み出されていたものではありません。石や岩の形は様々です。この傾向は上流に至るほど顕著であり、中流に下って石や岩の大きさが小さくなるのにしたがってその傾向は少なくなると言えます。

河川には、大きな石や岩から小さな土砂まで様々な大きさの土砂が堆積していますが、水量が増えた時にいつでも最初に流れ出すのは小さな土砂です。土砂は、砂、小砂利、砂利、小さな石、石、岩などの順に下流に流されて行きます。

河川では、流れる水の量が多くなるほど流下させる事の出来る土砂の大きさが大きくなります。そして、流下させる土砂の量も多くなります。ですから、大きな土砂が流下している時には、それより小さな土砂も同時に流下しているのです。

逆に、水量が減少していく過程では、それまで流れていた土砂でも大きなものから順に流れなくなります。また、流下させる土砂の量も次第に減少します。

増水があつて濁りが発生した時の減水過程で、最後まで流れ続けているのは小さな土砂である土や砂です。

河川の上流に至るほどそれぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなっている現象は、大きな土砂ほど流れ難く小さな土砂ほど流れ易いことで成り立っている現象であり、それは石や岩の多い全ての河川で見ることが出来る現象です。

この現象は、それぞれの場所にある大きな石や岩ほど容易に下流に移動することなく、極めて長い期間に亘ってそれぞれの場所にとどまっている事によって成り立っています。ですから、この現象による河川の景色は、歴史的と言える長い期間を経て自然に形成された結果であると言えます。

(5の2) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その2)

(岸边にある大きな石や岩)

石や岩の多い河川では、流れの中よりも岸边に大きめの石や岩があることが普通です。自然状態の上流や中流で流れの岸边を保持して水流の場所を維持しているのは、それらの岸边にある大きめの石や岩です。小さな土砂の場所は水流によって侵食され易いのです。

大きな石や岩は、規模の大きな増水があった時にだけ下流に移動します。その時に、流れの弱い岸边近くに至った大きめの石や岩が岸边近くに停滞します。これに対して、小さな土砂は流下し易いので、普通増水であっても容易に下流に移動してしまいます。大きな石や岩は移動し難いのでいつまでも岸边に残ります。

ですから、大きな石や岩ほど岸边に多く残される傾向があります。岸边に残された大きな石や岩は、岸边にある事によってその岸边側の土砂の流失を妨げています。それらの石や岩は岸边に整然と並んでいるわけではありません。あるものは全くの岸边にあり、あるものは河川敷の上部にあり、あるものは岸边近くの流れの中にあります。それらの石や岩は全体として岸边に多くあると言えるのです。

岸边にある大きな石や岩は強い水流を弱めたり、その方向を変えたりもしています。大きな石や岩が集中して岸边に存在していることは多くはありませんが、大きな石や岩が岸边の所々に存在してそれらの間にそれらより小さな石や岩が堆積している事は多く見られます。

岸边に大きめの石や岩があることによって、それらより小さな石や岩も流れの中にとどまり易くなります。また、大きな石や岩に接触することによって下流へと移動し難くなっていることがあります。

岸边に大きめの石や岩が多くなる傾向は上流部になるほど顕著です。河川の上流や中流では、岸边に大きな石や岩があることにより、それらの石や岩の陸地側が侵食されることは少なくなっています。

上述の「(5の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その1) (大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)」で説明しましたように、河川のそれぞれの場所にある石や岩は大きくなるほど流下し難いのですから、岸边にある大きめの石や岩は長い期間に亘って陸地側の土砂侵食を防いでいると言えます。

石や岩の多い河川の岸边にある大きな石や岩が自然の護岸として大きな役割を果たしていることは、本願発明において重要な考え方ですから、本願明細書【0010】～【0012】においても記述しています。

河川では、水量は常に変化をしていますが、増水の期間や渇水の期間は短く、通常の水量である平水の期間が長いのが普通です。そして、水が流れる場所にある土砂だけが下流に流されるのですから、水が流れることによって流下する土砂の量も河川のそれぞれの場所によって異なっています。

流れの中心から離れた岸边ほど流れに曝される期間が短いので、そこでは土砂が流下する量が少なくなります。逆に、流れの中央部では強い流れに曝される期間が長いので、中央部の土砂はより多く下流に流されます。これらによって河川の横断面はU字型に形成されていくのが普通です。

上流ほど石や岩の大きさが大きくなる現象やそれに伴う幾つかの現象は、石や岩の多い河川であればどこにでも発生している現象です。これらの自然現象は河川上流中流における土砂流下の自然法則であると言えます。

でも、河川の上流や中流には上述以外の土砂流下の現象があります。

(5の3) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その3)

(大きな石や岩による小さな土砂の流下促進現象)

河川の上流や中流では、様々な大きさの土砂があることによって生じている現象もあります。水の流れがある場所では、大きな石や岩はその他の小さな土砂の流下を促進してい

ます。

河川の上流や中流には、他より深くなっている淵と呼ばれる場所があります。淵は、規模の大きな増水の時であっても移動する事の無い特別大きな石や岩、あるいは水流に面した岸壁のある場所に出来ず。

それらの場所は、規模の大きな増水の時には強い水流によってその川底が深く掘れてしまいます。しかし、水量の増大期が終わり、次第に減水するようになれば、深くなって流れが穏やかになったそれらの場所は、上流から流れて来る小さな土砂によって埋まってしまいます。

規模の大きな増水が終わった後に、普通の増水が何度かあれば、上流からの土砂の流量が次第に減少します。それに対して、それらの深い場所に堆積した小さな土砂は次第に下流に流下して行きますから、規模の大きな増水時に深く掘れた場所は次第に深い淵になります。

河川上流や中流に出来る淵には一定の法則があります。淵を形成しているのは大きな石や岩であり、それらの淵ではその石や岩が大きくなるほど淵の大きさも大きくなります。

河川の上流で、ほぼ同じような水量の場所であっても、そこにある石や岩が大きい場所ほど淵は大きくなります。また、違う河川のそれぞれの場所であったとしても、その場所の淵が大きければ大きいほど、その場所にある石や岩の大きさが大きくなっているのが普通です。つまり、淵を形成する現象は、どのような河川であっても、どのような流れであっても発生している現象であると言えます。

この現象は前述した、「(5の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その1) (大きな石や岩ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)」と言う法則とは少し異なった現象であると考えられます。

仮に、大きな石や岩ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易いと言う法則だけで様々な土砂が流下しているとした場合、大きな石や岩に面した場所の土砂の流下の仕方がほかの場所と異なることは無いはずです。大きな石や岩がある場所でも小さな石や岩のある場所でも、それらの石や岩以外の土砂の流下の仕方に違いが生じていることは無いはずです。

また、前述の法則だけで様々な土砂が流下しているとしたら、淵がある場所の石や岩が大きいほど淵の大きさが大きくなることも考えられないのです。

つまり、流れの中にある大きな石や岩は周囲の土砂の流下を促進させているのです。

土砂の大きさの差が大きければ大きいほど、石や岩がある場所の水流が強ければ強いほど、その作用は強くなります。

この現象の発生は淵の形成作用の場合だけでなく、河川上流の地形にもそれを見ることが出来ます。上流では岸辺に岸壁が続いている谷間を見ることがあります。岸壁は、規模の大きな増水によっても流下しない大きな岩の連続であると言えます。このような谷間では岸壁に面した流れの土砂が流下し易いのです。ですから、岸壁の前面の水流では石や岩を含む多くの土砂を流下させやすく、岸壁の前面が深くなっている事が多いのです。このような谷間では侵食が進んで川底に岩盤が露出している場合も多くあります。

大きな石や岩が土砂の流下を促進する現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこにでも発生しています。ですから、上流や中流の岸辺に設置されたコンクリート護岸や石垣などの場合でも、同じ現象が発生しています。

河川の上流や中流にコンクリート護岸を設置すると、以前から岸辺にあった石や岩の多くが流下してしまいます。この現象は、コンクリート護岸の建設直後では気付かれることはありませんが、月日の経過と共に明らかになります。川幅の狭い河川であれば、河川敷

にあった大きめの石や岩のほとんどが流下してしまう事も珍しくありません。

コンクリート護岸では、コンクリート護岸に面した土砂はその流下が促進されますから、コンクリート護岸の前面が深くなるのが普通です。ですから、護岸の底が侵食されるのを防ぐために、護岸の底に別のコンクリートブロックを敷き詰めたりします。また、コンクリート護岸の周囲から多くの土砂が流失して、流れの傾斜を保つことが出来なくなるので、流れの所々に小さな堰堤を設置することも良く見られます。

(5の4) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その4)

(水流による土砂の選別的流下)

河川の上流や中流には様々な大きさの土砂が存在していますが、河川を流下する水はそれぞれの場所で流下させる事の出来る大きさの土砂に限って下流に移動させています。流下させることの出来ない土砂はそれぞれの場所に残されます。

この、流下する水による土砂の選別的流下作用が、河川の上流や中流に、石や岩による独特の秩序を作り出しています。

河川に大きな増水が発生して土砂を流下させる力が増加した時には、多くの土砂が下流に流されます。やがて、河川水が平水に戻った時の流れの底には、元からあって増水時の強い水流でも流される事のなかった土砂と、上流から流されてきて増水が減水する過程でその場所にとどまった土砂が残されます。

上流や中流の水の流れは、平水時であっても、川底の表面にある土砂の中の小さな土砂を容易に流し去ります。ですから、平水時の川底は、増水の時から減水に至る水の流れに取り残された、と同時に、平水時にも流されることのない土砂によって覆われるようになります。

河川上流や中流の流れは、平水時にはその流れが透明であることが多いのです。平水時の流れは増水時の流れに比べてその勢いが強くないので、川底の表面から流下させることの出来る土砂を流下させてしまえば、川底の表面を掘り起こして川底より深くにある土砂を流下させることがありません。

つまり、平水時の透明な流れは、川底の小さな土砂を流すことがあっても、それらよりも大きな土砂や川底表面の下にある土砂を流下させることがありません。

川底の表面に残されるそれらの土砂は石や岩です。河川の上流や中流では流れのそれぞれの場所によって流れの強さが異なるので、流れの強い場所には大きな石や岩が、流れの強くない場所にはそれほど大きくない石や岩が取り残されます。

(5の5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その5)

(「自然の敷石」と「自然の石組」)

水の流れにも関わらず川底の表面に残された石や岩は、その場から流下しないだけでなく、その場所から移動しない事によって、川底表面の下やその上流側にあるその他の土砂の流下を妨げています。つまり、流下して行かない石や岩が、水流の底の表面にあることによって、川底全体にある様々な大きさの多くの土砂の流下を押しとどめています。

水流の底の表面に残されたそれらの石や岩は、広い範囲に亘って川底を覆う事によって、水の流れる河川の傾斜を維持しています。

この現象を「自然の敷石」現象と呼ぶ事にします。都会にある歩道ほどには規則的に並んでいませんが、歩道やその他の場所にある敷石がその下にある土砂の移動を防いでいるのと同じだと考えています。これらの敷石となっているのは自然の石や岩です。

河川の流れのそれぞれの場所で、それぞれの狭い区域での水の勢いは似通っています。ですから、河川のそれぞれの場所の川底や河川敷には比較的似通った大きさの石や岩が集まる事が多くなります。

これは、規模の大きな増水の機会ほど少なく小規模な増水の機会ほど多い事と、上述した「水流による土砂の選別的流下」現象の結果だと考えられます。

規模の大きな増水の時に限って流下してきた大きな石や岩は、小規模な増水の機会に流下することはありません。その機会が少ない規模の大きな増水であっても、長い年月の間にそれが繰返されれば、規模の大きな増水の機会に限って流下して来た石や岩の数は増加します。

その長い年月の間に、小規模な増水の機会が多くあったとしても、それらの機会に、規模の大きな増水の機会に流下して来た大きめの石や岩を流下させることはないのです。

規模の大きな増水の機会に限って流下して来た大きな石や岩は、小さな増水の機会には流下して行きません。ですから、それらの場所には比較的似通った大きさの石や岩が集まることになります。やがて、それらの石や岩は隣接する機会が多くなります。

同じような大きさの石や岩が集合して隣接すると、それは全体として水流に対する抵抗力を強めます。これによって、それらの石や岩の川底側や上流側や岸辺側に堆積した土砂は流れ難くなります。これを「自然の石組」現象と呼ぶ事にします。

この「自然の石組」は人の手による石垣や石段に似ています。近接した大きな石や岩の上流側や岸辺側にそれらと同じかそれらより小さな石や岩が堆積して、その石や岩の上流側や岸辺側にもさらに小さな土砂が堆積します。「自然の石組」では、石や岩が大きいほど堰き止める土砂の量が多くなります。石や岩の量が多いほど「自然の石組」は大きくなり、堰き止める土砂の量も増えます。

より流れ難くなった「自然の石組」はその下の土砂の流下を防いでいるだけでなく、その上流側や岸辺側にその他の土砂を堰き止めてより多くの土砂の流下を防いでいます。

これらの現象は、上流や中流に様々な大きさの石や岩が大量にある事によって自然に発生している現象です。大量にあるはずの石や岩が減少すれば、「自然の敷石」や「自然の石組」は形成され難くなります。また、それらの石や岩の大きさが小さくなれば、そこに形成される「自然の敷石」や「自然の石組」は小さくなりますから、土砂の流下を防ぐ作用も少なくなります。

例えば、前述したコンクリート護岸のある場所では、護岸の建設以前にあった石や岩が流下して、新たに流下して来た石や岩も次々に流下してしまうので、「自然の敷石」や「自然の石組」は次第に形成されなくなります。

「自然の敷石」と「自然の石組」は石や岩が多い河川の水が作り出す自然現象であり、それらの河川では何処にでも見ることが出来ます。規模の大きな増水や土石流が発生すればそれらの多くが破壊されますが、水流が普通に回り、幾たびも普通の増水が発生して小さな土砂を流下させ続ければ、川底や河川敷には多くの「自然の敷石」と「自然の石組」が形成されます。

この「自然の敷石」と「自然の石組」が形成され或いは破壊される状況は、石や岩が大きい上流と、石や岩の大きさが上流ほど大きくない中流とでは異なっています。石や岩の大きい上流部では、それらが破壊されるのは規模の大きな増水の時に限られますが、中流部では石や岩が小さいので、規模の大きな増水よりも小さな規模の増水であってもそれらが破壊され易いのです。

この違いは、上述の淵や岸壁やコンクリート護岸が、その場所を深く保つか否かを決定づける条件の差となっています。

上流にある淵の場合では、規模の大きな増水の後にその場所が小さな土砂によって埋まったとしても、その後に次第に深くなるのは、淵より上流で「自然の敷石」と「自然の石組」が次第に形成されるから、上流から小さな土砂の流入が少なくなり、淵からは小さな土砂の流下が続くからです。そして、それら上流の「自然の敷石」や「自然の石組」が破壊される機会は少ないのです。

これに対して、中流にある淵の場合では、「自然の敷石」や「自然の石組」を形成している石や岩の大きさは上流より小さなものですから、それらは通常の増水によっても破壊され易いのです。ですから、淵の場所から小さな土砂が流出し続けても、上流側からは小

さな土砂の流入が続くことが多く、中流にある淵は容易に深くなりません。

中流にあるコンクリート護岸の場合では、それらの現象は明白です。上流にあるコンクリート護岸では、その場所が深くなっている場合が多いのですが、中流のコンクリート護岸の場合では、元からあった石や岩を流下させたとしても、その跡はそれほど深くはならないで小さな土砂で埋まっている事が多いのです。

「自然の敷石」と「自然の石組」は石や岩が多いほど形成され易いと言えます。また、それらを形成する石や岩が大きいほど破壊され難いと言えます。

石や岩が多い河川の上流や中流で見る事の出来る河川の景色の多くや、「淵」や「荒瀬」や「瀬」などの構造も、数多くの「自然の敷石」と「自然の石組」の形成の結果によるものです。それらの流れでは、通常の増水であれば、土砂を流下させることが少なく、石や岩による様々な景色が破壊されることが少なくなっています。

(5の6) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その6)

(「自然の敷石」と「自然の石組」の治水的効果)

河川では上流に至るほど、流れに白い泡や波が生じている事が多くなっています。それらはその川底に段差があるからであり、その段差は「自然の敷石」と「自然の石組」によるものです。

河川の下流から上流へと至るそれぞれの場所の高度を表にすることがあります。その表では上流に至るほどその曲線が急激に上昇している事が普通です。

これら河川の流れが上流に至るほど、その傾斜が急激になる現象も、全て「自然の敷石」と「自然の石組」が形成されるから成り立つことであり、上流に至るほど石や岩の大きさが大きくなり、石や岩の量が増加することによる結果です。

「自然の敷石」と「自然の石組」は、その上流側や岸辺側そしてその底側に多くの土砂を堆積させてその流下を防いでいます。

「自然の敷石」と「自然の石組」は水流の流下においても治水的効果を生じています。規模の大きな増水や土石流の後では、水の流れは河川敷の中を平板に浅く流れることが多いのです。流れの底には多くの砂や小砂利が不規則に堆積して、その底にあるはずの石や岩を覆っています。

つまり、規模の大きな増水や土石流の後では、「自然の敷石」や「自然の石組」はほとんど形成されていません。この場合には、山から流れて来る水や降り注ぐ雨水が増えれば増えただけ下流に流れて行きます。

しかし、そのような時期を経過した後に「自然の敷石」や「自然の石組」が少しずつ形成されて、石や岩が移動しなくなると、河川や河川敷自体に治水的機能が生じてきます。

上流では、流れの中や岸辺近くから水面上に出ている石や岩を見る機会が多くあります。それらの石や岩の中には、他の石や岩と共に水の流れを妨げたり堰き止めたりして、流れの方向を変えたりしているものも少なくありません。それらによって、水の流れは僅かですが遅くなっています。

それらの石や岩は、水量が増加した時でも流れを妨げ、堰き止め、その流れの方向を変えています。

河川の上流や中流にある様々な石や岩は、僅かとは言え、その水流に遊水地的作用を生じさせています。それらの場所が深くなっていればなおさらです。これらは、石や岩が大きいほどその効果が大きいのです。ですから、淵や荒瀬などの場所ほどその効果が大きいと言えます。

その効果は僅かなものです。でも、自然の石や岩が多くある流れと、それらが全くないコンクリート三面張りの流れを比べれば、その差は歴然としています。

コンクリートに囲まれた流れでは、上流からの水流は直ちに下流へと流れて行きます。

それらの流れに水流を堰き止めたり妨げたりする効果は全くありません。

上流から石や岩や小さな土砂が流れて来れば、それらを一度は流れの中にとどめたとしても、次の増水の機会にそれらを流し去ります。また、上流からの水流が減少すれば下流へは減少した水流をそのまま直ぐに流下させます。ですから、それらの流れでは急激な増水と急激な減水が普通の事です。

「自然の敷石」と「自然の石組」がそれぞれの場所で生じさせている治水的効果は僅かなものに過ぎません。しかし、河川には支流が幾つもあり、それらにはさらに幾つもの支流や沢があるのです。

河川流域にある、「自然の敷石」と「自然の石組」は決して少なくありません。樹木の枝や小枝が幹から離れる程に広がっているように、「自然の敷石」と「自然の石組」も流域全体に広がっています。ですから、それらの効果も決して少なくはありません。

(5の7) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その7)

(十石流や十砂崩れによって発生した十砂の流下)

ここまで記述した、上流や中流における土砂流下の様々な現象は、河川的水流による通常の土砂流下現象です。でも、河川の上流や中流にはそれ以外にも土砂流下の現象があります。

河川の上流や中流では、時折、土砂崩れや土石流が発生しています。これらは降雨による水流が河川の土砂に及ぼす通常の現象とは異なった現象です。

これらの現象では短時間で大量の土砂が河川に押し寄せる場合が多く、通常的水流による土砂流下では移動して来る事の無い巨大な石や岩が移動して来ることもあります。

土砂崩れや土石流による土砂の大部分は、それが発生した後に、水流による通常の土砂流下の法則に従って下流に移動します。でも、水流によっても移動しないような巨大な石や岩が、河川敷や流れの中に取り残されることがあります。

それらの石や岩は巨大過ぎるので、通常の水増や規模の大きな水増によっても移動しません。河川の上流や中流であっても、それらの石や岩はどこにでもある訳ではありません。上流ほど多いことは確かですが、中流でも見ることがあります。

水流によって流下する様々な大きさの土砂は、それぞれの場所でその大きさの変化が連続していますが、土砂崩れや土石流によって残された巨大過ぎる石や岩はその連続性から離れて大きいことが多いのです。

(6の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【課題】の記述 (その1)

前述した【課題】の前半では「コンクリート護岸などにより石や岩を流下させてしまった岸辺に、石や岩を中心とする土砂を堆積させて、自然の護岸を回復させる。岸辺に自然の状態を取り戻すことにより、～」と記述しています。

これは、コンクリート護岸にはその周囲の土砂の流下を促進する現象があることを前提にした記述です。その現象は、前述「(5の3) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その3) (大きな石や岩による小さな土砂の流下促進現象)」に記述してある通りです。

本出願人は、コンクリート護岸の有効性を全く否定するものではありません。コンクリート護岸を建設することにより、水流を制御してその陸地側の侵食を防ぐことは多くの人に理解されています。しかし、河川の下流部においてその方法が全く有効であったとしても、石や岩など様々な大きさの土砂が堆積している河川の上流や中流においてはその方法はかならずしも有効であるとは言えません。

堆積土砂のほとんどが土や砂である下流域では、コンクリート護岸は、水流をより速く下流へと流し、それと同時に周囲の土砂もより速く下流へと流下させますから、護岸の方法としては極めて優れた方法だと考えられます。

しかし、石や岩の多い上流や中流ではそうではありません。コンクリート護岸建設以前に岸边にあった大きな石や岩を下流へと流下させてしまうからです。そのことによって、元々の岸边にあった「自然の敷石」や「自然の石組」を破壊してその形成を困難にしています。これらの事は前述「(5の5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その5) (「自然の敷石」と「自然の石組」)」に記述しています。

コンクリート護岸はあまりにも多くの場所に建設され過ぎました。石や岩が比較的に大きな上流部では、岸边の石や岩が失われることにより、本来なら長い年月に亘って流下するはずの無かった大量の土砂が下流方向へと流下しています。

上流に比べて石や岩の大きさがそれほど大きくない中流部でも、コンクリート護岸が出来れば、岸边の石や岩も流下して河川敷に不規則に堆積します。それは、河川の横断面を凹字型に変えて、その水流を浅くして土砂の流下を滞らせます。これは、中流域に大量の土砂を堆積させることです。

コンクリート護岸による「自然の敷石」や「自然の石組」の破壊は、水流の急激な増加と急激な減少をもたらします。このことも大きな問題です。これらの事も「(5の6) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その6) (「自然の敷石」と「自然の石組」の治水的効果)」に記述しています。

また、コンクリート護岸の効果とその弊害については、本願明細書の【0002】～【0004】においても記述しています。

(6の2) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【課題】の記述(その2)

前述【課題】の後半では「～岸边に、石や岩を中心とする土砂を堆積させて、自然の護岸を回復させる。岸边に自然の状態を取り戻すことにより、川の流れを自然状態に戻し、治水施策上においても自然環境においても良好な河川の状態を取り戻します。」と記述しています。

これらの記述は、岸边に石や岩があれば、それらが岸边や流れの中に「自然の敷石」や「自然の石組」を形成させることを記述したものです。岸边に大きめの石や岩あるので、それによって岸边は侵食されることが無く、河川の横断面もU字型を保つことが出来るのです。それは、護岸として有効であるだけでなく、河川の流れに自然の治水的効果をもたらします。そして、それらの効果は多くの動植物に好ましい自然環境を提供することになります。

これらの現象は、前述「(5の2) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その2) (岸边にある大きな石や岩)」、及び「(5の5) 同(その5) (「自然の敷石」と「自然の石組」)」、及び「(5の6) 同(その6) (「自然の敷石」と「自然の石組」の治水的効果)」に記述してある通りです。

また、自然の石や岩が持つ役割や機能の重要性については、本願明細書【0005】にも簡単ですが記述しています。

(7の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その1)

本願発明の【請求項】は「岸边から川の中央に向かって、或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより、あるいは、単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、その場にとどめることにより、新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させることを特徴とする護岸の方法。」と記述しています。

また、これら【請求項】の記述と同様の内容は、本願明細書【0013】～【0017】にも記述しています。

これら【請求項】の記述は、全て前述「(5の1～7)石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その1～7)」の考察に基づくものです。以下に【請求項】のそれぞれの文の意味するところを、「石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性」の記述に基づき説明します。

【請求項】の冒頭は「岸边から川の中央に向かって、或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、～」です。この文は、後述される「～単独又は複数の杭を埋設して、～」の複数の杭の設置状況を形容し説明しています。また、それらの杭は、同じく後述される「～石や岩を堰止め、その場にとどめること～」を目的として設置するものとなっています。

コンクリート護岸建設前の岸边の石や岩の状況は、前述「(5の1)石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その1)(大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)」に記述している通り、上流になるほど、それぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなっています。また、石や岩の形も様々であるのが普通です。

そして、それら岸边の石や岩は「(5の2)石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その2)(岸边にある大きな石や岩)」に記述しているように、周囲にある石や岩の中で大きめであることが多いのです。また、それらの石や岩は岸边に整然と並んでいるのではなく、あるものは全くの岸边にあり、河川敷の上部にもあり、岸边近くの流れの中にもあります。それらの石や岩は全体として岸边に多くあると言えます。

岸边に大きな石があることによって、周囲の流れが穏やかになるので、それらより小さな石や岩も岸边近くの流れの中にとどまり易くなり、また、それらに接触することによって多くの石や岩は下流へと移動し難くなります。

「岸边から川の中央に向かって、或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、～単独又は複数の杭を埋設して、～」の目的とするところは、上述の、コンクリート護岸建設以前にあった、自然の岸边の石や岩の状況を取り戻すことです。

(7の2)石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その2)

【請求項】で最も問題視されているのは、冒頭の文に続く「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、～」の記述だと思います。

この記述は、前述「(5の1)石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その1)(大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)」と「(5の2)同(その2)(岸边にある大きな石や岩)」の箇所をよくお読み頂ければ容易に理解して頂けると考えていますが、念のため再度説明いたします。

まず先に、「～石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で～」を説明します。この箇所では、後述の「～上流から移動して来る大きな石や岩～」を堰き止めその場にとどめるために設置する杭の、それぞれの間隔について記述しています。

上流から流下して来る石や岩を「杭」によって堰き止めようとするのには複数の杭が必要です。複数の杭の間隔を、目標とする石や岩の大きさよりも少し狭くすれば、それは可能になります。

ですから、この記述は、その杭の間隔を「～付近にある中で大きめの石や岩～」が「～その場にとどまる事の出来る程度、～」に狭い間隔を空けることを説明しています。

また、本願発明は、コンクリート護岸の岸边に設置することを、重要な目的の一つとしていますから、「杭」と「杭」との間隔だけでなく、「杭」と「コンクリート護岸」自体

(7の3) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その3)

次に、残念ながら充分には理解頂けていないと思われる「～付近にある中で大きめの石や岩～」の箇所について再度説明します。

石や岩の多い河川の上流や中流では、上流に至るほど、それぞれの場所で見える事の出来る石や岩の大きさが大きくなっています。これは、河川を流れる水量とそれぞれの場所の傾斜によって、土砂の侵食と堆積の程度が異なることによる現象です。上流では水量が少なく流れの傾斜が大きいので、大きな石や岩が多く残されています。水量が多いけれど傾斜が少ない中流では、小さな土砂が多く堆積しますが、大きな石や岩が上流から流れて来ることは少なくなっています。

このような状況で注目すべき事柄は、河川の中流から上流に至るそれぞれの場所にある大きな石や岩は容易には流下しないと言うことです。(この記述の、大きな石や岩の表現は、それぞれの場所にある土砂の大きさを、それぞれの場所ごとに比較した記述です。)

河川にある大きな石や岩(大きな土砂)は、規模の大きな増水の機会でなければ流下することが無いのであり、それは、河川のそれぞれの場所ごとにある大きな石や岩(大きな土砂)において全て同じです。この規則性があることによって、石や岩の多い河川では、上流ほど石や岩の大きさが大きくなっている現象が、歴史的と言ってよい程に長い期間に亘って維持されています。(ここでの、石や岩の大きさの表現は、河川全体で比較した場合の表現です。)

「～付近にある中で大きめの石や岩～」の記述は、この、誰にでも容易に理解できる現象を前提にした記述です。

たとえば、上流に大きな石や岩が多くあり、中流にはそれほど大きくはない石や岩や砂利が多くあり、下流には砂や土の川床を持つ河川があったとします。

そのような河川で、上流の岸边にある軽自動車ほどの大きさの岩が中流にまで流下することはありません。中流の岸边にある人の頭の大きさの石が下流にまで移動することもあります。また、中流の岸边にある砂利が流下したとしても、それらが海にまで達することもないのです。

もしそのような状況が発生するとしたら、その河川の歴史上未だかつて無かったような増水が長い期間続いた時とか、とんでもない規模の土石流が何度もあった時でしか有り得ないのです。仮に、そのような状況が発生するとしたら、河川にある個々の土砂だけでなく、河川全体の河床の土砂の組成自体が上流から下流へ向かって移動しているはずですが。

それぞれの場所にある大きな石や岩は、通常であれば、流下する他の石や岩によって磨滅されて少しずつ小さくなり、やがて少しずつ下流側へと下って行くと考えられます。

それらの大きな石や岩は規模の大きな増水の機会にしか移動しないのですが、そのような機会であっても容易には流下して行かないので、流心よりも流れが穏やかな岸边に至った時に、その流下を止めてしまいます。河川のそれぞれの場所にある大きな石や岩は、通常の増水の機会でも容易には流下しないので、それぞれの岸边周辺にとどまっている事が多いのです。

河川で発生する増水はそのほとんどが、規模の大きな増水よりも小さな規模の増水ばかりですから、それら岸边周辺にとどまった大きな土砂(大きな石や岩)がより下流へと流下移動して行く可能性は極めて少ないのです。

規模の大きな増水の機会が少ないとは言え、長い年月を考えれば、そのような増水の機会は幾度もあります。ですから、それぞれの場所の岸边周辺には、規模の大きな増水の時に限って下って来ても、容易には下流へと流下しない大きさの石や岩が次第に集積します

このことによって、岸边周辺には大きめの石や岩が多く見られるようになります。でも、それらの大きめの石や岩が多く見られるとは言え、その周囲に多くある、それほど大きくはない石や岩の数に比べればその数は少ないのが普通です。

それら大きめの石や岩の形状は様々です。決まった形のものは一つもありません。また、その大きさも似通った大きさであるとは言え、厳密に同じ大きさである訳ではありません。それらは、幾度もの規模の大きな増水の機会にそこまで流下して来たものであり、その時の条件或いは状況はそれぞれに異なっていたからです。

それら大きめの石や岩が岸边にあった場所であっても、コンクリート護岸が出来れば、とどまっていた幾つもの大きめの石や岩も下流へと流下してしまいます。もちろん、それは、大きな石や岩が周囲の小さな土砂の流下を促進させる現象です。コンクリート護岸は岸边に長く続く大きな岸壁と同じです。その結果、上流であっても中流であっても、大きめの石や岩が形成していた「自然の敷石」や「自然の石組」が破壊されます。

しかし、コンクリート護岸によって、下流に向かって流下して行った大きめの石や岩であったとしても、それらがどこまでも下流に向かって流下してしまう事はありません。

先に記述したように、河川全体の流れの傾斜が変化しない限り、流下した大きめの石や岩がどこまでも流下することはありません。それらの大きめの石や岩は、業者さんが河川の外へ持ち出さない限り、コンクリート護岸より下流のどこかに流れ着いています。

ただ、それらの大きめの石や岩は岸边に集積することはありませんから、河川敷に散在しています。ですから、それらが「自然の石組」を形成することはありません。

(7の4) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その4)

この節は上述「(7の3) 石や岩の～土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その3)」の続きです。

流れの中や河川敷にある大量で様々な大きさの石や岩の中から、大きめの石や岩を見つけることは、実は困難なことではありません。どちらかと言えば容易なことです。

それは、実際の河川敷を見れば、誰にでも分かる事です。様々な形で様々な大きさの石や岩が大量にある中では、大きな石や岩であるほど良く目立ちます。小さな石や岩は、大きめの石や岩よりもずっと多くあります。でも、大きめの石や岩は直ぐに分かります。

しかも、河川敷に多くある石や岩の中の最も大きな石や岩を探すのではなく、大きめの石や岩であれば良いのですから、それらの石や岩を計測する必要もありません。大量にある石や岩の中から大きめの石や岩を見つけることは困難ではありません。

どちらかと言えば、河川敷においては、自然と目立つ大きめの石や岩を見つける事より、それらより小さな石や岩の中に、条件づけられた石や岩を探す方がよほど困難でしょう。

ためしに、一度そのような河川敷をご覧になることをお勧めします。石や岩が大量にある河川敷を眺めた時に一番最初に目に入るのは、大きな石や岩であることが普通です。何故だか分かりませんが、ほとんどの人の場合で同じだと思います。最初に小さな石や特定の大きさの石に目が行くことはありません。

ですから、上流に至るほど石や岩の大きさが大きくなることを、誰でも容易に認めることが出来ます。また、同じような理由で、河川に巨大な岩が多くある場所が景勝地になることが多いのだと思います。岸边や陸地に巨岩が多くある河川であっても、水流のある場所の石や岩がそれらの巨岩より小さいことを指摘する人はほとんどいないでしょう。

本願発明の請求項に言う石や岩の大きさ判然としないとの判断をされていますが、それは、本願発明が対象としている河川の土砂の大きさが、最初から容易には計測できない形

状、体積、重量であるからです。これは、本願発明の言う大きめな石や岩の場合に限りません。それらより小さな石や岩であっても、事情は同じです。つまり、河川にある石や岩の大きさを厳密に規定することは極めて困難なことです。

例えば、公園や人里によく見られる「樺」は、竹箒を逆立ちさせたような形態をしていて遠くからでも目立ちます。でも、よく観察すればそれぞれの樹によって枝ぶりは異なり、その高さも幹の太さも、それぞれの枝の葉の成長具合も異なっています。時として、これでも「樺」なのかと思われる枝ぶりの「樺」もあります。それでも、多くの人が容易にその樹種を見分けます。これらの事は「樺」の場合に限りません。「桜」「松」「楠」など多くの樹種の場合でも言えることです。

これと同じような事情は、自然界の多く事象の場合で当てはまるのではないのでしょうか。工業製品のように、大きさや形や重さが一定であり、その計測が容易である事ことは、自然界では一般的ではありません。

(7の5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その5)

【請求項】の「～なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」の部分の説明します。この箇所でも、後述の「～上流から移動して来る大きな石や岩～」を堰き止めその場にとどめるために設置する杭の、それぞれの間隔について記述しています。

河川を流下する土砂は、土砂を流下させるような増水があった時に、小さな土砂から流下し始めます。そして、その増水の程度が大きくなるにしたがって流下させる土砂の大きさを大きくします。増水はその程度が大きくなるのにしたがって、土、砂、砂利、石、岩の順に流下させていきます。ですから、それらの中の大きな石や岩が流下する時にはそれらより小さな土砂も当然流下し続けています。

これらの事情は前述「(5の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その1) (大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)」で説明しています。

したがって、「～なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」の記述は、目標とする大きめな石や岩が杭によって堰き止められる前に、それより小さな土砂が堰き止められることを避ける事を説明しています。なぜならば、最初に小さな土砂が杭によって堰き止められてしまえば、後から流下して来る大きめな石や岩が堰き止められることが妨げられてしまいます。岸边に堰き止める石や岩は大きめな石や岩でなければならないのです。

ですから、岸边に設置する杭の間隔は「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」となります。

(7の6) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その6)

【請求項】の続く記述は「～単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより、あるいは、単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、その場にとどめることにより、～」です。

これらの記述は、前述「(7の1～5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その1～5)」で明らかになった間隔をもって埋設した「杭」をどのように作用させるかを記述したものです。

引用文中の最初の「～単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより、～」では、上流から移動して来る大きな石や岩が、間隔を空けて埋設した「杭」によってその場にとど

まる事を説明しています。

また、上流から移動して来る前であっても、それらの大きな石や岩が既に岸边に存在していれば、それらを「杭」によってとどめる事も説明しています。

引用文中の次の文「～あるいは、単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、その場にとどめることにより、～」の記述は、大きな石や岩が流下して来なくても或いはその岸边に無くても、本願請求項の発明が対応できることを説明しています。

本願請求項が説明している大きな石や岩は、規模の大きな増水の機会にしか流下して来ません。通常増水の機会に、岸边にまで増水の水位が及び、なおかつ大きな石や岩が流下して来る可能性はありません。規模の大きな増水が発生する機会長い年月を考えるとそれほど多くはありません。しかも、それがいつ発生するかを知ることも出来ません。この説明は、それらの状況に対応する方法を記述したものです。

石や岩の多い河川であれば、岸边やその周囲に大きめの石や岩が多くなることは、ごく普通の現象です。ですから、「～付近にある中で大きめの石や岩～」の幾つかを集め、杭を埋設した場所に設置するのは容易でしょう。

コンクリート護岸が設置された場所では、大きな石や岩が岸边に集積している事はありません。しかし、既に「(7の3) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その3)」に記述したように、河川を流下して来た大きな石や岩であれば、業者が河川から持ち出さない限り、河川敷のどこかにあります。それらは、岸边に集中して存在していないだけです。ですから、コンクリート護岸の設置されていない場所に比べて少し手間がかかりますが、本願発明を設置することに何の問題もありません。

「～または大きな石や岩に擬した人工の構造物～」について説明します。この箇所は上述したような事情であっても、本願発明を設置する場所の付近に大きめの石や岩が無い場合を想定しています。

本出願人は、石や岩の多い河川を見る機会が多くありました。そして、それらの河川の少なくない場所に、コンクリート製の様々な形状のブロックや石や岩が設置されている事を見る機会も多くありました。それらの場所に設置された人工的な構造物は、流下する自然の石や岩に対してほとんど親和性がありません。つまり、それらの人工的な構造物は、自然石に混じって「自然の敷石」や「自然の石組」を形成することがありません。

それらの人工的な構造物は、それらだけで水の流れを制御し或いは岸边を守っていますが、それらの中に自然石が混じることはありません。また、その隣に似通った大きさの自然石が存在することはありません。それらの隣にあるのは、決まって砂や砂利や小さな石です。

それら幾つもの河川の様々な状況から考えられることは、それらの人工的な構造物の形状に問題があるということです。それらの人工的な構造物は多くの場合で幾何学的形状をした細部からなり立っています。その全体の形状自体が四角形や三角柱だったり球形だったりしている事も多くあります。そのことが、他の自然石の近接をも遮断していると考えられます。

本願発明では、「杭」によって押し止められた大きめの石や岩の上流側あるいは岸边側に、それらより小さな石や岩やさらに小さな土砂が堆積することを目指しています。ですから、杭によって堰き止められる石や岩は自然石あるいは自然石の形状をしていなければなりません。

(7の7) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その7)

前述に続く【請求項】の最後の部分の記述は「～新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させることを特徴とする護岸の方法。」です。

この箇所は、既に記述した「(6の1、2) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の

規則性と【課題】の記述(その1、2)」において説明しています。つまり、この箇所は【課題】を実現すると言う意味の記述です。

(7の8) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その8)

本願発明の【請求項】は、前述の【課題】を実現させるための具体的方法を記述したものです。

コンクリート護岸の建設によって岸边から離れ流下してしまった大きな石や岩であっても、河川の外に持ち出さない限り、少し離れた下流の河川敷のどこかにあります。大きな石や岩が容易には下流に移動しない現象は、コンクリート護岸のあるなしに関わらずに発生している現象だからです。

ですから、コンクリート護岸の岸边であっても、「杭」を使用することによって大きな石や岩を岸边にとどめることが出来れば、コンクリート護岸建設以前の自然の岸边を取り戻すことが可能になります。そして、昔からあった自然の岸边を取り戻すことが出来れば、それらの岸边に囲まれた流れにも自然を取り戻すことが可能になります。

上述した「(7の1～7) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その1～7)」で明らかなように、本願発明は思い付きによって考案したものではありません。また、既に発表された資料や発明と同じ発明ではありません。そして、既に発表された資料や発明から容易に発明することが出来たものでもありません。

本願発明は、河川の上流や中流の土砂の流下に関わる様々な現象について、長年に亘り観察し考察した成果を、新たな治水工事の方法として考案したものです。この治水に関する本願発明人の考え方は、そのほとんどが従来の研究にもない、全く新しい考え方です。

(8の1) 「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その1)

「拒絶理由通知書」[理由1](同1頁)では「請求項1に記載される「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まることもない間隔」は、どの程度の間隔であるのか不明であるから、請求項1に係る発明の範囲が明確ではない。」と記述されています。

ここで示された不明確は、「拒絶理由通知書」(2頁19行目～29行目)において、詳細に説明されています。

(A)[理由1](同2頁19～20行目)では、「仮に、「杭を埋設する場所付近に存在する石や岩」それぞれの大きさが容易に判断できるとしても、～」と記述されています。これは、「付近にある中で大きめの石や岩」の大きさが不明確でありそれが容易に判断できないことを前提にして記述していると考えられますから、この不明確を(A)とします。

(B)[理由1](同2頁20～22行目)では、「「大きめの石や岩」は、その大きさが容易に判断出来る「杭を埋設する場所付近に存在する石や岩と」との比較において、どの程度大きいものを規定しているのか不明であるので、その意味するところが明確ではない。」と記述しています。この不明確を(B)とします。

(C)[理由1](同2頁26～27行目)では、「「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではない。「また「その場にとどまる事が出来る程度」の「間隔」も同様に明確でない。」と記述しています。この不明確を(C)とします。

(D)[理由1](同2頁28行目)では、「さらに、「小さな石や岩が最初に止まることもない間隔」も同様に明確ではない。」と記述しています。この不明確を(D)とします。

以下それぞれについて説明して反論します。

(8の2) 「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その2)

(A) 石や岩の多い河川で、それぞれの場所にある石や岩の大きさが上流に至るほど大

きくなることは、多くの人が承知している自然現象です。

何故そのような現象が発生しているのかについては、前述「(5の1) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その1) (大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い)」で詳しく説明しています。

また、「(5の2) 同(その2) (岸边にある大きな石や岩)」では、それらの大きな石や岩がそれぞれの岸边に集まり易い事を説明しています。

さらに、「(7の3) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その3)」では、大きな石や岩(大きな土砂)が流下し難く、河川の流程のそれぞれの場所にとどまり易いことは、石や岩の多い河川であれば上流だけでなく中流でも発生している現象である事を説明しています。また、それらの大きな石や岩が様々な形状をしていて、似通った大きさであってもそれぞれの大きさが全く同じではないことも説明しています。

「(7の4) 同(その4)」では、それらの大きめの石や岩は、机上で考えるよりも見つけ易い存在であることを説明しています。そして、それらの大きさや形が工業製品のよう画一的ではないことも説明しています。

したがって、上述の項目を再度お読み頂ければ、(A)の不明確は容易に解決されるものだと考えます。

18 (8の3) 「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その3)

(B) 前述「(5の2) 河川や石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性(その2) (岸边にある大きな石や岩)」と「(7の3) 「石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その3)」では、石や岩が多い河川であれば、似通った大きさの大きめの石や岩が、河川の流程のそれぞれの場所に集まり易い事を説明しています。

それらの大きめの石や岩は、似通った大きさではあるものの、それぞれの大きさには差があるのが普通です。河川のそれぞれの場所の状況は、それぞれの場所ごとに異なり、その異なり具合も千差万別です。ですから、この問題は、実際にそれぞれの現場で工事する皆さんが考える事柄です。もし、河川敷に大きめの石や岩が見当たらなければ、その場所は本願発明による構造を設置埋設するのにはふさわしくないのです。もし、河川敷に大きめの石や岩の数が少なければ、設置埋設する杭の数を減らしたり、或いは人工的な石や岩を設置することになります。

31 審判官殿は本願発明の【請求項】を読み違えていらっしゃるかもしれません。

[理由1] (同2頁19～22行目)の記述では「付近にある中で大きめの石や岩」の石や岩の大きさと「上流から移動して来る大きな石や岩」の大きさを比べています。でも、それらの大きさを厳密に比較してその大きさの違いの程度を知る必要はありません。また、それを知る事は不可能です。

前述の「大きめの石や岩」も後述の「上流から移動して来る大きな石や岩」も、同じく、河川のそれぞれの場所にある「大きな石や岩」であり、前者は、過去においてその付近に流下して来て容易に流下しなくなった「大きな石や岩」であり、後者は未来において流下して来てその付近から容易には流下して行かないことが予想される「大きな石や岩」なのです。言い換えると、現実はその付近に存在している石や岩の大きさから、将来、その付近に存在することになるであろう石や岩の大きさを推測しているのです。

ですから、それらの石や岩は似通った大きさではあるものの、厳密に同じ大きさである必要はないのです。実際、石や岩の多い河川で、それぞれの場所にある様々な石や岩の大きさを測ったとしても、厳密に同じ大きさの石や岩を見つけ出すのは容易ではないでしょう。

本願発明は、大きめの石や岩の大きさを厳密に選別することを要求して、それを目的とする施設ではありません。本願発明は、その大きさや形状が画一的である工業製品ではなく、様々な形状で似通った大きさの自然の石や岩を、杭によって堰き止めようとしている

のに過ぎません。そして、大きめな石や岩を、杭によって堰き止めて新たな自然の川岸と自然の流れを形成することを目的としているものです。

本願発明はコンクリート護岸の弊害について何度か説明しています。コンクリート護岸が岸边にある連続した大きな岩である事も説明しています。コンクリート護岸が弊害を発生させるのは、その形状が画一的である事もその原因の一つです。本願発明は、河川の護岸に多様性に満ちた自然を取り戻そうとするものでもあります。

ですから、【明細書】の図1～3にあるように、コンクリート護岸の内側に本願発明の杭を埋設設置するにしても、コンクリート護岸のように画一的に長い距離に亘って設置する必要はありません。それぞれの場所でそれぞれの条件に合わせて所々に設置すれば良いのです。

ここに記した前述の項目をよくお読み頂ければ(B)の不明確の問題は解消されます。

(8の4)「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その4)

(Cの1)「(7の2)石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その2)」では、「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、～」の記述を説明しています。

その説明では、「複数の杭」を設置することと、その間隔を「～付近にある中で大きめの石や岩～」が「～その場にとどまる事の出来る程度、～」に狭い間隔を空ける」と説明しています。

また、同じく(7の2)では、「杭」と「コンクリート護岸」自体との間隔もまた、「杭」と「杭」との間隔と同じように考えることも説明しています。

これらの説明で(C)の不明確の問題は、十分に解消して頂けるものと本出願人は考えています。

ところで、[理由1](同2頁25～26行目)に「～水量や流速の程度により、一本の杭にひっかかるだけでその場に留まることもあり得るから～」との記述があります。この記述で、私は思いがけなく昔の事を思い出しました。

むかし、私がパチンコに夢中になっていた頃の出来事です。ある日、パチンコ台に向かって際限なく玉を打ち出していたところ、飛び回るパチンコ玉の一つが、一番上に並んだ4つの釘のうちの1つの上に乗かって止まってしまいました。

釘の上に乗って止まった玉は、おそらく、釘と盤面によって支えられていたはずですが、それにしても、素早く動き回りその動きを追いかける事も容易ではないパチンコ玉が、小さな一本の釘の上に乗って、一瞬にして、バランスを保ってまったく動きを止めてしまったのです。驚きました。全く奇跡だと思いました。

パチンコ玉でさえ一本の釘の上に留まってしまう事があるのですから、石や岩が一本の杭に引っかかって留まる事は、十分に可能性がある事です。

でも、仮に一本の杭によって大きめな石や岩がとどまったとしても、何の問題もありません。それは、次の増水の機会があれば、流れ下って行くか、杭と杭の間に収まるか、そのまま一本の杭にとどまり続けるかのいずれかになるでしょう。その何れであっても何の問題もありません。

岸边に杭を設置する目的は、杭によって大きめな石や岩を堰き止め岸边の流れを穏やかにして、大きめな石や岩と共に様々な大きさの石や岩によって自然の岸边を取り戻すことにあります。一本の杭によって石や岩がとどまれば、それはその周囲の流れを穏やかにすることになります。

次の増水の機会に下流に下ったとしても、杭を設置した場所より下流では、杭によって流れが多少穏やかになっているはずですから、流れ下った石や岩は、岸边近くに留まる可能性が大きいのではないのでしょうか。もちろん、一本の杭によってとどまった場所のその他の杭との間にとどまれば、それもまた良い事になります。

もう一つの事を留意して頂けると、より理解し易いと考えています。それは、年月の経

過の事です。河川は一日や一年によって、それぞれ現在の状況になったのではありません。何百年、何千年、或いはそれ以上の年月に亘って水流を流し、土砂を流下させ続けてきたのです。河川の現状は、それら長い歴史の経過の上に成り立っているのであり、地球の規模の大変異でもない限り、水や土砂を流下させる現象は今後も長く継続されるのです。

本願発明はその構造から考えれば、おおよそ百年近くその機能を発揮させ続けるのではないかと考えているのです。今日何かしたから、明日その効果が生じるような事を考えてはいません。

(Cの2) [理由1] (同2頁26～27行目) では、「「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではない。また「その場にとどまる事が出来る程度」の「間隔」も同様に明確でない。」と記述しています。しかし、この記述は矛盾した記述です。

(1) この記述の前には次のような記述があります。同(23～26行目)「まず、その石や岩がとどまるかどうかは、その石や岩の大きさと杭の間隔のみによって決まるものではなく、例えば、杭の間隔が、石や岩の間隔よりも大きい場合であっても、水量や流速の程度により、一本の杭にひっかかるだけでその場に留まることもあり得るから～」

この記述の最初の文では、「～その石や岩がとどまるかどうかは、その石や岩の大きさと杭の間隔のみによって決まるものではなく～」としています。ですから、この記述の時点で、「～杭の間隔～」が石や岩がとどまるかどうかを決定づける要素の一つであることを認めています。

(2) 次に「～例えば、杭の間隔が、石や岩の間隔よりも大きい場合であっても～」と記述し、さらに「～一本の杭にひっかかるだけでその場に留まることもあり得るから～」と続けています。

この二つの文の記述は、最初の文に記述した杭の間隔に関しての事柄が当てはまらない例外事項を想定して記述しています。

二つの内、最初の文は、杭の間隔が石や岩の大きさよりも大きい場合には、石や岩がとどまることが無い事を前提にした記述です。つまり、石や岩の(大きさとして想定される)間隔よりも杭の間隔が小さい場合には、石や岩がとどまる事を前提にした記述です。(上述のカッコ内は本出願人が追加した補足説明です。) 二番目の文も、複数の杭があれば、その間隔によって石や岩が容易にひっかかる事を前提にした記述だと言えます。

つまり、(同2頁26～27行目)で記述している「その場にとどまる事が出来る程度」も、その「間隔」もその内容を十分に理解しているから、その前段の(同23～26行目)の記述が可能になったのです。

それにも関わらず、(同2頁26～27行目)で、「「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではない。また「その場にとどまる事が出来る程度」の「間隔」も同様に明確でない。」と記述しているのは明らかな矛盾です。これらは間違った主張であり、ウソを記述していると言わざるを得ません。

(D) (8の5) 「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その5)

前述「(7の5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その5)」では、河川の増水によって流下する土砂は、小さな土砂から流れ始め、その増加の程度によって、流下させる土砂の大きさを次第に大きくすることを説明しています。また、大きな石や岩が流下する時には、それよりも小さな土砂も同時に流下している事も説明しています。

ですから、「小さな石や岩が最初に止まることもない間隔」は、大きめの石や岩がとどまる前に、小さな土砂がとどまることで、大きめの石や岩が杭にとどまること事を妨げる事が無いようにする記述です。

審判官殿は、石や岩の大きさや杭の間隔が不明であると主張して、その内容を詳細に説

明しています。しかし、特許法では【請求項】において不明である事柄は、明細書の説明や図によってその説明を補うことが言われています。これらの事からすれば、審判官が不明であると主張している事柄のほとんどは既に明瞭になっている事柄に過ぎません。

4 (8の6)「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その6)

本出願人は、平成27年1月6日発送の、「拒絶査定」を頂きましたが、その内容は平成26年3月24日付けの「拒絶理由通知書」に記載された理由1、及び理由2によって、拒絶すべきものであるとされていました。これに従い、本出願人は、平成27年3月13日提出の「審判請求書」において、理由1及び理由2に対する反論を記述しました。

その、「審判請求書」の12頁から15頁では「拒絶査定理由1」に対する反論として、既に特許とされているある発明では、石や岩の大きさが全くの不明確であるのにも拘らず特許とされているのに対して、石や岩の大きさが明確に示されている本願発明では、それが不明確である事を理由として特許とされないのは、二重基準であると主張しています。

上述の発明は「特許第3297906号」です。この発明は「半透過型砂防ダム」であり、ダムに設けた縦型のスリットに、鋼鉄製の横梁を設置します。そして、その何段かに設置した横梁の間隔を調整することにより、土石流や洪水時に発生する巨礫がダムから流出するのを防ぐとしています。

このダムの発明は、本願発明と極めて似ています。本願発明は上流から流下して来る大きな石や岩を埋設した「杭」によって堰き止めます。それに対して、このダムでは流下して来る巨礫をスリットに横渡しした「横梁」によってその流出を止めます。本願発明の「杭」であっても、ダムの「横梁」であっても、大きな石や岩或いは巨礫を堰き止める効果を生じさせるのは、「杭」と「杭」の間隔であり、「横梁」と「横梁」の間隔です。

本願発明ではその間隔の基準が、付近にある中で大きめの石や岩である事を説明しています。ところが、「半透過型砂防ダム」の場合には、間隔の基準に該当する記述は全くありません。

その間隔の問題に類する記述としてその【請求項1】に、「～該横梁の上下方向の間隔が、前記スリット部の下段においては当該ダムに到達すると予測される石礫の最大径1.0ないし1.5倍に、上段ないし中段においては当該ダムに到達すると予測される石礫の平均径の1.0ないし1.5倍に選定され～」と記述されているのみです。この記述では、その流出を堰き止める巨礫の大きさを示す基準の無いまま、その大きさの倍数をのみ記述しています。将来、発生する土石流によって流下して来る巨礫の大きさを、予測して基準とすることが出来ると言うのでしょうか。

つまり、本願発明では「杭」によって堰き止める石や岩の大きさを、本願発明を設置する場所に実際に存在している大きめの石や岩の大きさによって決めています。それに対して「半透過型ダム」の場合では、「横梁」によって堰き止める巨礫の大きさを、将来発生する土石流によって「当該ダムに到達すると予測される石礫」によって決めています。

本願発明と「半透過型ダム」の【請求項】にある石や岩や石礫の説明のどちらが、不明確なのでしょうか。本願発明は、【請求項】に記述した、大きめの石や岩の大きさについて極めて丁寧に説明しています。しかしながら、審査官も審判官も全く聞く耳を持ちません。

一方、「半透過型ダム」においては、基準となる石礫の大きさについての説明は全くないままに特許とされています。これでは、両発明での審査が全くの二重基準によって行われた事になります。

(8の7)「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その7)

問題となるのは、両発明での特許査定或いは特許審査における二重基準の存在です。この二重基準の存在について、前述「審判請求書」では、それを丁寧に説明しています。それにも関わらず、頂いた「拒絶理由通知書」では、そのことに関して一言の言及もありま

せん。そして、二重基準について一言の説明もないままに、従来と同じ「理由1」を主張しています。

すなわち、頂いた「拒絶理由通知書」は、その特許庁の判断において「二重基準」が間違いなく継続して存在していることを明確に示す証拠となっています。

本意見書の後に示されるはずの、「審決」において、その内容が「特許とする」或いは「特許とはしない」の何れであったとしても、その理由の中には、本出願人が二度に亘って指摘した「二重基準」の問題について十分に納得できる記述がなければなりません。もしそれが「審決」の理由の中に無ければ、それは不正な「審決」である事になります。

9 (9の1) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する]への反論(その1)

(A) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] (「拒絶理由通知書」8頁36行目から同10頁15行目まで)は、「拒絶理由通知書」2頁30行目から34行目にある「理由2または3」の5行の記述をその前提としています。

その「理由2または3」の記述は極めて不可解なものです。「[理由2または3] 上記理由1のとおり「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まる事もない間隔」は、その構成が不明であるが、一応、「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事のできる程度の間隔」を意味するものとして、新規性及び進歩性を検討する。」と記述されています。

この文章の前半の「「付近にある中で～」～その構成が不明であるが、」については、既に前述「(8の1～7)「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その1～7)」において反論し、この記述が誤りであり不正である事を説明していますので、ここでは取り上げません。

ここで取り上げるのは、それに続く「～一応、「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事のできる程度の間隔」を意味するものとして、新規性及び進歩性を検討する。」の記述です。

発明の進歩性及び新規性を判断するのは、「請求項に係る発明」であり、請求項の記述にある概念を厳密に検証することが特許審査における常識です。それを「～一応、～を意味するものとして～検討～」されたのではたまりません。

本願請求項には「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まる事もない間隔～」と明確に記述してあります。その記述は、自然界で発生している現象を十分に反映させ、なおかつ、本出願人の意図するところを明確に表現した記述です。まったく、特許審査のやり方を勝手に変えて、出鱈目な言い換えをして頂いては困ります。

「拒絶理由通知書」[理由2または3] (2頁30行目～34行目)の記述は特許の審査の方法を無視した誤りであり、特許法の規定にも全く反している事は明らかです。

つまり、「拒絶理由通知書」[理由2または3] (2頁30行目～34行目)をその前提とする[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] (同8頁36行目～10頁15行目)は、その前提とする記述が既に誤っているので、成り立たない主張です。

(B) 上述「拒絶理由通知書」2頁31～34行目の記述に引き続く「拒絶理由通知書」の記載は、[(1) 引用文献の記載事項] (同2頁35行目から8頁35行目まで)から[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する。] (同8頁36行目～)に続きます。

[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する。]では、[ア 対比]の[(イ) したがって、本願発明と引用発明1とは、] (同9頁18行目から28行目)に至って[ア 対比]の結論を記述しています。

ですから、9頁の[(イ) したがって、本願発明と引用発明1とは、]は、間に幾つか

意味の上で「拒絶理由通知書」2頁30行目から34行目の記述から継続する〔(イ)したがって、本願発明と引用発明1とは、〕の記述は以下の通りです。「拒絶理由通知書」9頁18～28行目

「(イ)したがって、本願発明と引用発明1とは、「岸边から川の中央に向かって、〔或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、〕ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、〔単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰き止め、その場にとどめることにより、あるいは、単独又は〕複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩〔をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物〕を設置して、その場にとどめることにより、新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる護岸の方法。」で一致しており、相違点は存在していない。したがって、本願発明は引用文献1に記載された発明である。」と記述しています。

「拒絶理由通知書」の言うところの「引用発明1」は、「特開平11-256548号公報」です。

この記述では〔 〕で囲まれた本願発明の請求項の記述と引用発明1の説明が入り組んでいますので、これを、引用発明1の説明にのみにしてみます。

すると、「〔岸边から川の中央に向かって、ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩を設置して、その場にとどめることにより、新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる護岸の方法。〕で一致しており、相違点は存在していない。したがって、本願発明は引用文献1に記載された発明である。」となります。つまり、「拒絶理由通知書」の記述では、引用発明1における上述の部分が本願発明とで一致していると主張しています。

確かに、冒頭「岸边から川の中央に向かって」の箇所については、本願請求項の〔或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、〕に該当する図面が「引用発明1」にありますから、この箇所の「拒絶理由通知書」の説明は間違っていない。

しかしながら、引用発明1の記述のどこを探しても冒頭以下の記述に該当する請求項の記述も、明細書の説明も、それに該当する図もありません。

引用発明1の記述の中で、「拒絶理由通知書」の記述に該当する可能性のある語句を探してみました。「杭」という言葉は随所にありますので、「石」或いは「岩」という言葉を探し出し、その石や岩が「杭」とどのような関係であるのかを明らかにする試みです。

引用発明1の【請求項の1及び4】には「～根固めブロック上に石を空隙があるように多数個積載し、同石の移動と崩落を防ぐ位置及び根固めブロック自体の河床面・海底面からの移動を防止する位置の根固めブロックの杭孔に杭を打ち込んで～」と記述されていて、【請求項の1と4】とで同じ記述があります。また、【要約】【課題】にもほぼ同様な記述があります。

【明細書】【0004】【課題を解決するための手段】の1)と4)にも同じ記述があり、その、4)では、上述と同じ文の途中に「しかも根固めブロックの位置で堰が形成されるように石を並べ、」の語句が挿入されています。同じ挿入語句は【請求項4】にも記述があります。

【0005】【作用】では、「～根固めブロックに石を積載し～」と、ほぼ同じ意味を持つ記述が2か所ありますが、それらの記述には「杭」との関係を表す文言はありません。また、他の箇所には「根固めブロック上の石は、根固めブロックの杭孔に打ち込まれた杭によって移動・積載崩れがないように保持される」とあります。

【明細書】【0007】【実施例】の3頁右側37～39行目には「図11は、石を水

面以上に積載した～」と記述されています。

同4頁左側5～6行目には「～根固めブロック1を2列敷設し、この上に複数の石3を積載した例である。この実施例は根固めブロック1群とその上の石3が水流による河床4の洗掘を防ぐ。又石3の間に空隙があり、又石3及び松杭2によって、瀬と淵が生じることで～」と記述されています。

同4頁左側25～28行目には「松杭2によって根固めブロック1を河床4に固定して移動しないようにするとともに上の石3が移動しないようにしている。又、石3はその自重により水の流速への抵抗となる。」と記述されています。

同4頁左側36～38行目には「流速が大なる箇所では杭の配置替えによる大粒径石の設置や、ブロック自体の重量増加により対応させることができる。」と記述されています。

同4頁右側7～8行目には「根固めブロック1に石3を多数積載して、～」と記述され、同4頁右側17～19行目には「図11に示す実施例は、根固めブロック1群の上に石3を水面以上高く積載した水制の例であり、石3は下方は小さく上方は大きくしている。」と記述され、同4頁右側24～26行目には「河中央の根固めブロック1の石3を低く積み、堤側の根固めブロック1の石3を高く積み、～」と記述されています。

【明細書】【0008】【発明の効果】の4頁右側35～43行目には「～本発明によれば根固めブロックを河床・海底に敷き並べて～又この上に石を積むことで水の流れを変え、石間の空隙によって魚の生息環境を良好にし、又杭によって石の移動・崩落をふせぐようにできる。又石と杭によって、根固めブロックの自重を低く抑えることができ～」と記述されています。

図1～図16でも多くの石が描かれていますが、上述【請求項】【明細書】に記述された内容以上の内容があると判断できる「図」はどこにもありません。

これら引用発明1の「請求項」「明細書」「要約」「図」の記述及び描写では、根固めブロックを固定するために、根固めブロックの杭孔に杭を設置することと、それによって根固めブロックとその上に積載した石が移動することを防ぐとしています。また、積載した石は杭によってその移動を防ぐとしています。～程度の間隔を開けて設置した杭によってそれが堰き止められるとの記述は全くありません。その代り、コンクリートブロックの上に積載した石はその自重によって移動が防がれるとの記述があります。

つまり、「拒絶理由通知書」9頁18～28行目で言う「岸边から川の中央に向かって、」と「複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩を設置して、」を意味する記述は、説明通り「引用発明1」に存在するにしても、石や岩と杭との関係を明確に表現した記述は全くありません。

「拒絶理由通知書」が記述する「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、[単独又は複数の杭を～上流から移動して来る大きな石や岩を～堰き止め、その場にとどめることにより～]」（同9頁21行目～23行目）に該当する記述は全く存在していません。

さらに、「拒絶理由通知書」9頁18～28行目では、引用発明1において根固めブロックの杭孔に杭を設置することが必須であるのに対して、本願発明では根固めブロックを必要としないことが、全く考慮されていない比較となっています。

したがって、「拒絶理由通知書」9頁18～28行目の記述は全くの誤りであり、でっち上げとでも言うべきものです。

(C) 前述「拒絶理由通知書」9頁18～28行目の記述には、他にも問題があります。前述しましたように、「拒絶理由通知書」9頁18～28行目の記述は、「拒絶理由通知書」2頁31～34行目の説明をその前提としています。

言い換えると、本願発明の【請求項】の記述内容が不明である事を理由として、その不明箇所の記述を「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事のできる程度の間隔」

に置き換えた上で「引用発明1」と比較して、その結果を「拒絶理由通知書」9頁18～28行目に記述しています。

したがって、「拒絶理由通知書」の記述によれば、「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まる事もない間隔」は、その構成が不明であることになっているはずですが、

ところが、本願発明と「引用発明1」とを比較した結論である「拒絶理由通知書」9頁18～27行目の記述に続く28行目では、「したがって、本願発明は引用文献1に記載された発明である。」との結論が導かれています。これは明らかに論理的な間違いです。

「拒絶理由通知書」の2頁で「～、一応、～を意味するものとして、～検討する。」として検討した結果はその仮定の中にとどまる事柄であるはずですが、その結論では「～一応～ものとして」の範疇を飛び出して、「～その構成が不明である～」はずの本願発明の請求項の内容にまで及んでいます。これは、仮定を設定して検討した結論に過ぎないものを、仮定の及ばない範疇にまで拡大して結論としたもので、論理的な誤りであり、特許の厳密な審査にあってはならないことです。

(9の2) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する]への反論(その2)

「拒絶理由通知書」の[イ 請求人の主張について]では、その表題に続く9頁30行から10頁6行目までの記述で、25年9月17日付けで本出願人が提出した「意見書」の内容について言及し、「しかしながら、本願発明は、根固めブロックの存在を排除しておらず、また石や岩の大きさが不明であるので、上記主張は請求項1に記載された発明特許事項に基づいた主張とは認められず、採用することができない。」(同10頁4行目から6行目)としています。

本願発明は、その請求項、明細書、その図の何れにおいても、「根固ブロック」或いはそれに類似した構造物の必要を説明していません。また、その言葉自体の記載もありません。本願発明が必要としている構造物は「杭」だけです。それに対して、「引用文献3」

(この文書における「引用文献1」)では、その【請求項】7項目の全てにおいて「根固めブロック」が必須の要件である事を説明しています。また、その【請求項】の2つの項目を除いて、「根固めブック」の杭孔に打ち込む「杭」も同時に必要であることも説明しています。

ト述引用文(同10頁4行目から6行目)にある「排除」は「必要」とは全く別の意味を持つ言葉です。ですから、「～本願発明は、根固めブロックの存在を排除しておらず～」としても、本願発明には、「根固ブロック」或いはそれに類似した構造物の記載はありませんから、あえて本願発明に「根固ブロック」を使用する必要はありません。

本願発明に「根固ブロック」を使用すれば杭孔の位置が固定されてしまうので、本願発明を設置するそれぞれの場所に適した間隔を得ることが出来ません。また、本願発明の請求項に「根固ブロック」の使用を記載すれば、それは本願発明ではない他の発明であることとなります。「拒絶理由通知書」は、何故にこのような不可解な主張をするのでしょうか。

上述に続く「また石や岩の大きさが不明であるので」の記述は、「意見書」のどの箇所に該当するのか不明です。また、「石や岩の大きさ」の問題については、既に「(8の1～7)「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その1～7)で詳細に説明している通り、成り立たない主張です。

したがって、上述「拒絶理由通知書」9頁29行から10頁6行目の記述は誤りです。

(9の3) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する]への反論(その3)

「拒絶理由通知書」10頁7行から15行目には以下の記述があります。

「ウ 仮に、本願発明が、引用発明1の根固めブロック1を有しないことが相違点であるとしても、水制工として、杭を河底に直接固定することは、引用文献2または引用文献3に記載されているように、本願出願前に公知または周知の技術であるから、引用発明1に

において、必要に応じて根固めブロック1を省いた上で、松杭2を川床4に固定することは、当業者が容易に想到し得たことである。また、その他の相違点が存在したとしても、当業者が容易に想到し得たことである。したがって、本願発明は、当業者が引用発明1及び印象文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明できたものである。」

確かに、「引用発明1において必要に応じて根固めブロック1を省いた上で、松杭2を川床4に固定することは、～容易に想到し得たことである。」かもしれませんが。しかし、本願請求項で記述しているところの「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まる事もない間隔～」や「～単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより、～」などの事柄はどうなのでしょう。

さらに「また、その他の相違点が存在したとしても、当業者が容易に想到し得たことである。」との記述は全く乱暴な主張であり、特許を審査する際の正当な記述であるとは到底考えられません。

したがって、引用文末尾の「したがって、本願発明は、当業者が引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明できたものである。」との主張は全くの誤りです。

18 (10の1) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する]への反論(その1)

[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する]の[ア 対比]「本願発明と引用発明2を対比する」の(ア)以下の記述に反論します。

「拒絶理由通知書」10頁23行から29行目には、「引用発明2において、「拾い付き石だし」を「なお強くするために」「あいだあいだに杭をうちこ」んでいることから、杭によって石をその場にとどめる機能があることが明らかである。よって、引用発明2の「拾い付き石だし」に「なお強くするためにあいだあいだに杭を打ちこ」んだことは、本願発明の「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまることが出来る程度の間隔をあけて、」「複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩を設置して、その場にとどめること」に相当する。」

確かに、上述(ア)に記述のとおり、本願発明と引用発明2とでは、あいだを開けて打ち込んだ杭によって、石をその場にとどめています。

しかしながら、あいだを開けて石を止める「杭」の設置の詳細は、異なっています。本願発明では「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」とあるように、「杭」のあいだの開け方に条件を付けています。しかし、引用発明2では、杭を設置する時の条件の説明はどこにもありません。引用発明2では、単に、「なお強くするためにあいだあいだに杭を打ちこ」んでいるのに過ぎません。

この違いは大きなものです。例えば、本願発明では、洪水などで強い水流があったとしても、杭によって押し止められた石や岩が流下することはありません。それに対して、引用発明2では、杭の設置方法は「なお強くするため～」以上の説明はありませんから、強い水流があれば石や岩が流下してしまう事も考えられます。或いは、何の基準も無いままにより多くの杭を打ち込むか、より多くの石や岩を投入する必要があるかもしれません。

ですから、上述の「拒絶理由通知書」の引用文に続く同10頁30行から33行目にある「引用発明2の「構造物を」「河岸から流れの中心部に向かって突き出して設置」することと、本願発明の「新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる護岸の方法。」とは「新たな岸边を形成し、それらを(既にある)岸边の構成部分として機能させる方法。」で共通する。」との記述は、正確性を欠いた誤った結論であると言えます。

つまり、[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する]の[ア 対比]の(ア)の

記述は、本願発明と引用発明の対比において、それぞれの構成の一部を比較したのに過ぎないと言えます。

(10の2) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論 (その2)

「ア 対比」の(ア)に続く(イ)には以下の記述があります。

「拒絶理由通知書」10頁34行から11頁7行目「(イ) したがって、本願発明と引用発明2は、「岸边から川の中央に向かって、[或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、] ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、[単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰き止め、その場にとどめることにより、あるいは、単独又は] 複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩[をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物]を設置して、その場にとどめることにより、新たな岸边を形成し、それらを(既にある) 岸边の構成部分として機能させる方法。」で一致し～」

この引用した(イ)の記述には問題点があります。

第一は、上述「(10の1) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論(その1)」に記述のとおり、あいだを開けて設置した杭によって石をその場にとどめることが、共通しているとしても、その杭の設置の仕方が異なっているので、「～大きな石や岩を～その場にとどめることにより、新たな岸边を形成し、それらを(既にある) 岸边の構成部分として機能させる方法。」で一致し～」とするのは間違いです。

第二は、引用文中「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、」は、本願発明の請求項には記述されていない構成要素の記述です。この文言については既に「(9の1) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] への反論(その1)」(A)で詳しく説明していますので、ここでは省略します。つまり、上述引用文「(イ) ～～機能させる方法。」で一致し～」は、その文中に誤った仮定による記述があり、誤った論理展開であるので、成り立たない主張です。

(10の3) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論 (その3)

「拒絶理由通知書」11頁11行目から21行目には「イ 判断 上記相違点について検討する。引用発明2は、流水の作用によって堤防が～そして、堤防には護岸工事を施すことが一般的である。」「そして、引用文献4には、「護岸と水制が一体となって～」～ことから、引用発明2の石出しを、護岸と一体となって堤防を保護するものに替えることは、当業者が容易になし得たことである。したがって、本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基づいて、容易に発明をすることができたものである。」とあります。これについて反論します。

上述の引用文中、最初の文「引用発明2は、流水の作用によって～ことが一般的である。」は、一般論として間違えているとは言いきれないので、問題とはしません。

最初の文に続く「そして、引用文献4には～引用文献1にも～引用発明2の石出しを、～当業者が容易になし得たことである。」「したがって、本願発明は～容易に発明をすることができたものである。」に記述されている、引用文献1及び引用発明2については、前述「(9の1～3) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] への反論(その1～3)」及び、上述「(10の1～2) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論(その1～2)」で詳細に記述反論しました。

ですから、ここでは、この文に記述されている引用文献4について説明します。

引用文献4は「拒絶理由通知書」の記述によると、「河川工学、高橋裕、財団法人東京大学出版会、1997年9月2日発行、210～219頁」です。

この資料、引用文献4には確かに、「拒絶理由通知書」8頁30行目から35行目までに記述された「根固め水制」は護岸の根固め工の前面、もしくは～～洪水流に立ち向か

うのである。」が記述されています。また、それに続く文章として「したがって、堤防、護岸、水制を別々に計画するのではなく、最も適合した組合わせ、配置を考えて計画し、その維持管理に当たっても、全体として洪水への抵抗力が強くなるよう配慮すべきである。」(同書、214頁19行目から22行目)

また続いて「護岸水制の設計施工に当たって最も重要なことは、対象とする河相に最も適した形態、配置を考案することである。また、河相は常に変化していきやまず、特に大洪水後には河床の状況や水衝部などが変化することが多い。したがって、当初いかに適切に設計配置された護岸水制といえども、大洪水による損傷はもちろん、河相の変化によっては水制の配置などが不適切になることもありうる。護岸水制の維持管理に当たっては計画的かつ綿密な対応を特に重視しなければならない。」(同214頁23行目から28行目)

と記述されています。

これら引用文献4の記述は、護岸水制における一般的な知識やその基本的な構造、および、それらを設置する際の心得あるいは注意点を記述したものであり、それらに該当する具体的な工事方法については全く触れられていません。また、上述引用文に続く文章においても、その具体的工事方法や工事方法での具体的原則が記述されていることもありません。

つまり、引用文献4の記載には、それらから具体的工事方法を想起させる記述は全くないものであり、この「拒絶理由通知書」文中にもそれを証明する記述もありません。

したがって、「拒絶理由通知書」11頁20行目から21行目の「したがって、本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基づいて、容易に発明することができたものである。」の記述は明らかな間違いです。

23 (10の4) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する]への反論(その4)

上述「拒絶理由通知書」の記述の中にある「～引用文献4には、～ことが記載され、また引用文献1にも～記載されていることから、引用文献2の石出しを、護岸と一体となって堤防を保護するものに替えることは、当業者が容易になし得たことである。」との文章は、審査対象の特許を比較する際に、独立した二つ以上の引用発明を同時に組み合わせて比較してはならない、とする特許法の条項に違反している可能性があるのではないかと考えられます。

「拒絶理由通知書」11頁11行目から21行目までの「イ 判断」は明らかに誤った主張です。

(11の1) [(4) まとめ]への反論(その1)

「拒絶理由通知書」の「(4) まとめ」には次の記述があります。

「以上のとおり、本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、もしくは、当業者が、引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明をすることができたものである。」「また本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基づいて容易に発明をすることができたものである。」と記述しています。

(A) 既に「[理由2]への反論」「[理由3]への反論」の記述によって明らかになりましたように、上述「～本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、もしくは、当業者が、引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明をすることができたものである。」との記述は誤りです。

また、同じく「また本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基づいて容易に発明をすることができたものである。」の記述もまた誤りです。したがって、「(4) まとめ」の主張は誤りです。

(B)ところで、上述〔(4)まとめ〕には、論理的な間違い箇所があります。

上述「～本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、もしくは、当業者が、引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明をすることができたものである。」の箇所がそれです。なぜ「～本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、もしくは～引用発明1～に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明をすることができたもの～」なのでしょう。

仮に、「本願発明が、～引用文献1に記載された発明である～」ならば、「～もしくは～引用発明1～に基づいて容易に発明をすることができた～」と主張する必要はありません。逆に、「～引用発明1～に基づいて容易に発明をすることができたもの～」ならば、
10 「～引用文献1に記載された発明である～」との主張は不可解なものにならざるを得ません。

物事の一般的な論議の場であったならば、上述と同様の論理展開が問題とされる事は多くはないかもしれません。しかし、事柄の厳密な判断が求められているはずの特許庁の「審決」の場においては、有り得ない判断です。

上述の記述は、「～もしくは、～」の前段の記述と後段の記述とで、何れのどちらが正しいのかを明確に判断出来ていないことをものがたっています。したがって、上述〔(4)まとめ〕の主張は、「審決」として真摯さを欠いた不適切な論理による、誤った主張であると判断せざるを得ません。

(11の2) 〔(4)まとめ〕への反論(その2)

この「拒絶理由通知書」には、矛盾や論理的な誤りが多くあります。また、特許法に反していると考えられる記述もいくつかあります。

例えば、前述「(8の6)「拒絶理由通知書」[理由1]に対する反論(その6)」で取り上げた矛盾はその最たるものです。本出願人は、平成27年1月6日発送による「拒絶査定」の判断が二重基準によるものである事を、平成27年3月13日提出の「審判請求書」で指摘しています。

二重基準による審査が特許の審査において問題無いのならばその説明が、二重基準の存在自体を否定するならばそれに対する説明が必要なはずですが、しかしながら、この「拒絶理由通知書」では、それについて一言の言及の無いままに、自らの主張を行っています。

ですから、この「拒絶理由通知書」自体が、二重基準が存在している事を無視することによって成り立っていると言えます。

つまり、二重基準は現在も継続して存在しているのであって、この「拒絶理由通知書」の存在自体が間違いなのです。

また、この「拒絶理由通知書」には論理的誤りとはい別に、特許法に違反していると考えられる事柄がいくつか主張されています。もちろん、本出願人は法律家でもなければ弁理士でもありません。本出願人は、それら違反事項を判断する規則をネットの記載によって知ったのに過ぎません。

つまり、本出願人は特許法についてほとんど素人であるに過ぎません。それにも拘わらず、この「拒絶理由通知書」にはその違法性を指摘できる記述が幾つか存在しています。

本出願人は、あらゆる省庁の中で最も論理的思考能力が優れていると考えられている特許庁で、このように非論理的で法律に反した「拒絶理由通知書」が記述されたことを、極めて奇異に考えています。これが、一つや二つの誤りであったならば、特別であるとは考えなかったでしょう。ただの間違いであると考えたことでしょう。

しかしながら、この「拒絶理由通知書」には多くの論理的間違いと、多くの法律違反があるのです。しかも、それは、審査官の中から選抜された4名もの審判官及び書記官によって合議のうえ記述、発送されているのです。それは、通常では有り得ないことです。

例えば、それら審判官の内の一人が論理的間違いや法的違反の考えを示し或いはそのよ

うな記述を行えば、ほかの審判官がそれに気付く、それを訂正するのが普通でしょう。この「拒絶理由通知書」の論理的間違いと法的違反は、特許庁の職員や弁理士であれば誰にでも容易に指摘できる間違いです。特許庁の上級職員がそれらに気が付かないことは考えられません。これらの間違いは審判官3名が間違いであることを承知して行った間違いです。

また、書記官もアルバイトの学生ではなく、同じく特許庁の上級職員であるはずです。3名の審判官の過ちを直ちに発見して、それらを訂正することを要求することが出来たはずですが、しかしながら、書記官も職務に違反した誤りを訂正することはありませんでした。

つまり、この、真摯さを欠き常軌を逸した「拒絶理由通知書」は、特許庁の4名の職員による組織的な違反行為です。

本出願人は、この「拒絶理由通知書」は、本出願の特許取得を妨げる事を意図した悪意を持った不正であると考えます。その真に意図するところは分かりませんが、この「拒絶理由通知書」は、明らかに「不正」であると主張します。

したがって、本出願人は、本出願が特許として認められることを求めると同時に、この「拒絶理由通知書」が不正によるものである事を認める審決を求めます。

(11の3) [(4) まとめ] への反論 (その3)

新たに発明をすることと、それを特許として認めてもらう事とは異なった事柄です。例えば、発明をすることが出来た人であっても、それを上手に文書化することが出来ない、或いはそれに対する反論があった時に上手に説明することが出来ない事などは、その可能性が十分に考えられます。そのような事があるから、弁理士の制度が成り立っています。

しかし、全ての発明家が弁理士の制度を利用できるとは限らないことも容易に理解できることでしょう。

特許法の第1条には「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と記載されています。この記述からは、特許法が、全ての国民を対象にして「発明を奨励し」ていると解釈できます。それは、全ての国民にその機会が与えられている事を意味しているのではないのでしょうか。

弁理士の制度を利用できない発明家であっても、法律に基づく適切な審査によりその発明の審査が受けられなければなりません。もちろん、その特許の審査が不正であって良いとする考えはどこにも無いでしょう。

たとえば、刑事事件の裁判において、裁判に至る過程において違法な捜査があった場合には、それによる証拠は裁判の証拠とはされない事がよく知られています。特許庁の審査においても同じような事が考えられます。

特許庁の査定や審査の過程において、その方法が適切さを欠き法律を無視したものであったならば、その査定や審査は違法であり無効とされることになります。特許庁の特許に対する査定や審査は、その過程においても適法でなければならないことは言うまでもありません。

そして、それは、特許庁による特許査定審査の最終段階である「審決」においても厳守されなければならないことも当然のことです。

本願発明における審決においても、その審決自体だけでなく、その審決に至る審査の過程でも、その適法性が順守されなければなりません。

しかしながら残念なことに、本願発明ではその審査の過程で、意図的に適法性を欠く行為があった事が既に明らかになっています。これを放置したままの審決であったならば、その審決自体が違法なものになってしまいます。

本出願人の場合この問題は深刻です。例えば、本願発明がこの審決において特許と判断され認可された後であっても、この発明は不正によって取得したものであるからその特許は無効であると、第三者が裁判所に訴えた場合に、本出願人はそれに対抗することが出来なくなる可能性があります。

この「拒絶理由通知書」の不正は、その多くが特許やその他の法律に関わる人でなくても容易に認めることの出来る不正です。弁理士や法律家であれば幾つもの誤りや法的不適切や不正を容易に指摘出来ることでしょう。

本願発明が真に特許である発明であるにも拘らず、その審査の過程で法的な不正が行われ、それが解消されていないことが指摘されれば、本願発明は取得した特許の権利を失ってしまう可能性があります。本出願人には何ら責任が無いままに、その特許権が剥奪されてしまいます。この場合の問題点は、本願発明が特許に値するか否かではなく、その審査審決の法的正当性（多分このような言い方をすると思います）の問題である事になります。

不正は、誤りとは異なった行為です。ただの誤りであれば、意図しなくても生じることがあります。不正による誤りは、誤りである事を承知して行う誤りです。

本出願人の場合では、幸いにも「拒絶理由通知書」の不正に反論をすることが出来たと考えていますが、過去にはこのような不正に反論することが出来なかった出願人も大勢いたことでしょう。本願発明に対する査定や審査のように、法的に不適切で不正な「拒絶理由通知書」であっても、その発送の後60日以内に有効な反論を提出できなければ、その出願が特許とされることはありません。それにしても、酷いやり口です。

本願発明に対する審決を適法なものとするためには、その審決の内容に、この「拒絶理由通知書」の内容が不正であった事を記載しなければなりません。それは通り一遍の記述ではなく、本意見書が記載した内容に対応し、不正を認めそれを自ら訂正したものでなければなりません。そして、同時に、悪意を持っているかも知れない第三者からの批判にも耐えることの出来る内容でなければなりません。

審決の記述内容において、上述の不正をただの誤りであると説明した場合、或いはそれについて言及しなかった場合には、それは不正を隠ぺいした行為である事になります。不正である事実を隠ぺいした審決は、意図的に事実ではないことを記述したことになりますから、やはり、不正が継続している事になります。

不正を隠ぺいした内容の審決が、第三者からの批判に耐えられない事は言うまでもありません。

特許庁は、本願発明の審決において、その審査過程で不正があった事を本出願人の指摘に従って明確に記載しなければなりません。

それが出来なければ、特許庁は、不正な審査と審決を行うだけでなく、それを認め訂正することも無く、正しい法律的作業を行うことも出来ない、全く無責任で無能力な組織である事になります。もし、そうであったならば、本出願人だけでなく多くの国民が特許庁の存在自体を納得することが無いでしょう。

特許庁の審判官による、法律に基づいた正直で正確な記述があって初めて、本願発明に対する特許庁の存在の正当性が成り立つのではないのでしょうか。

民事訴訟法第三百十二条第2の六は「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること」を、上告することが出来る理由として記述しています。

特許庁による審決が、裁判における地方裁判所の判決と同等の価値を有している以上、特許庁の審決も、裁判所の判決と同様の基準が当てはまると考えています。ですから、たとえ審決の結論が本願発明を特許とする判断を下したとしても、この「拒絶理由通知書」が不正によるものである事を十分に説明していない限り、民事訴訟法の記載に該当している事になります。

裁判所の判決が、厳正で的確な判断であり、正しく法律に基づくものであるかどうかは、その公開性により国民が最終的に判断しています。本願発明に対する審決も、その経過とその判断の適否は、最終的には国民によって判断されます。

本出願人は、本願発明の審決にその結論だけでなく、不正に対する十分な説明を求めます。